熊本県医師修学資金貸与医師の勤務等に関する要綱　新旧対照表

旧	新
（目的） 第１条　この要綱は、熊本県医師修学資金貸与条例（平成２０年７月４日条例第４５号。以下「条例」という。）に基づく医師修学資金の貸与を受けて医師となった者（以下「貸与医師」という。）が医師の業務に従事するにあたっての勤務等について定める。	（目的） 第１条　この要綱は、熊本県医師修学資金貸与条例（平成２０年熊本県条例第４５号。以下「条例」という。）に基づく医師修学資金の貸与を受けて医師となった者（以下「貸与医師」という。）が医師の業務に従事するにあたっての勤務等について定める。
（指定病院等の区分） 第３条　前条に規定する指定病院を次の区分により分類し、別表２のとおりとする。 (1)　第１グループ　規則第９条に規定する臨床研修実施病院、熊本大学地域医療実践教育拠点のある病院及び専門医研修施設としての認定数が５以上ある専門医認定施設の病院 (2) ～ (3)（略）	（指定病院等の区分） 第３条　前条に規定する指定病院等を次の区分により分類し、別表２のとおりとする。 (1)　第１グループ　規則第９条に規定する臨床研修実施病院及び専門医研修施設としての認定数が５以上ある専門医認定施設の病院 (2) ～ (3)（略）
（貸与医師の勤務のローテーション） 第４条　貸与医師の指定病院における勤務のローテーションは、前条に規定する区分ごとに次の期間を基本とする。 (1) ～ (3)（略） ２（略） ３　前条第３号に規定する病院等のうち、診療所に勤務した場合には、当該期間を同条第２号に規定する病院で勤務したものとみなす。	（貸与医師の勤務のローテーション） 第４条　貸与医師の指定病院等における勤務のローテーションは、前条に規定する区分ごとに次の期間を基本とする。 (1) ～ (3)（略） ２（略） ３　貸与医師が、前条第３号に規定する病院等のうち、診療所に勤務した場合には、当該期間を同条第２号に規定する病院で勤務したものとみなす。
（新規）	（政策医療分野の医師として勤務する場合の特例） 第５条　前条の規定にかかわらず、特定の貸与医師が、第３条第１号に規定する病院のうち特定の病院に、知事が特に医師が不足すると認める診療科（以下「政策医療分野」という。）の医師として勤務した場合は、当該期間を同条第２号に規定する病院で勤務したものとみなす。 ２　前項に規定する政策医療分野、特定の貸与医師及び特定の病院は、別

	表３のとおりとする。
（配置調整における基本方針） 第５条　貸与医師が条例第７条に規定する返還債務の免除に該当する期間（以下「義務期間」という。）に勤務する指定病院__については、県及び熊本県地域医療支援機構において、貸与医師本人の意向を踏まえ、前条及び次の基本方針に基づきその配置を調整し、熊本県地域医療対策協議会で決定する。 （1）～（3）（略） ２（略）	（配置調整における基本方針） 第６条　貸与医師が条例第７条に規定する返還債務の免除に該当する期間（以下「義務期間」という。）に勤務する指定病院等については、県及び熊本県地域医療支援機構において、貸与医師本人の意向を踏まえ、前条及び次の基本方針に基づきその配置を調整し、熊本県地域医療対策協議会で決定する。 （1）～（3）（略） ２（略）
（後期研修） 第６条　条例第７条に規定する後期研修について、一般社団法人日本専門医機構に認定された専門研修プログラムにより指定病院__以外で勤務する場合、その研修期間は概ね３年（県内の病院の場合には、このうち１年間までは義務期間に算入する。）とする。 ２（略）	（後期研修） 第７条　条例第７条に規定する後期研修について、一般社団法人日本専門医機構に認定された専門研修プログラムにより指定病院等以外で勤務する場合、その研修期間は概ね３年（県内の病院の場合には、このうち１年間までは義務期間に算入する。）とする。 ２（略）
（産前産後休暇） 第７条　略	（産前産後休暇） 第８条　略
（やむを得ない事由） 第８条　条例第７条第３項第１号に規定するやむを得ない事由には次のものが該当する。 （1）　貸与医師が指定病院等に勤務する場合において、指定病院__で育児休業を取得する場合の当該休業期間	（やむを得ない事由） 第９条　条例第７条第３項第１号に規定するやむを得ない事由には次のものが該当する。 （1）　貸与医師が指定病院等に勤務する場合において、指定病院等で育児休業を取得する場合の当該休業期間
（育児短時間勤務） 第９条　略	（育児短時間勤務） 第10条　略

附　則 この要綱は、平成２８年３月２９日から施行する。 附　則 この要綱は、令和２年（２０２０年）５月７日から施行する。 附　則 この要綱は、令和３年（２０２１年）３月１日から施行する。 附　則 この要綱は、令和４年（２０２２年）３月１５日から施行する。	附　則 この要綱は、平成２８年３月２９日から施行する。 附　則 この要綱は、令和２年（２０２０年）５月７日から施行する。 附　則 この要綱は、令和３年（２０２１年）３月１日から施行する。 附　則 この要綱は、令和４年（２０２２年）３月１５日から施行する。 附　則 この要綱は、令和４年（２０２２年）９月１３日から施行する。